

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 29 年度第 1 回枚方市障害者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	平成 29 年 3 月 14 日（水） 午後 2 時 00 分から 2 時 40 分まで
開 催 場 所	市民会館 1 階 第 3・4 集会室
出 席 者	伊藤委員、中島委員、長尾委員、原田委員、河野委員、向井委員、 東委員、安田委員、仲島委員 (行政) 人権政策室、商工振興課、保健予防課、施設整備室、土木総務課、 障害福祉室
欠 席 者	山田委員、桐山委員、吉田委員、平田委員、山本委員、角谷委員 (行政) 市立ひらかた病院総務課、教育総務課、
案 件 名	1. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて 2. 平成 29 年度障害者差別に係る相談件数・内容について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組み 資料 2 相談事例概要一覧 資料 3 平成 29 年度上半期 大阪府広域支援相談員相談の対応状 況について
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	公開
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	—
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

座 長： 第1回枚方市障害者差別解消支援地域協議会を開催致します。
本日はご多用中の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
まず開催に先立ちまして、福祉部長の阪本よりご挨拶申し上げます。

(部長 挨拶)

座 長： 続きまして事務局より報告をお願い致します。

事務局： 事務局より報告いたします。本日、山田委員、桐山委員、吉田委員、山本委員、角谷委員より欠席のご報告をいただいております。また、市立ひらかた病院事務局総務課、教育委員会教育総務課についても欠席のご報告をいただいておりますのでご報告いたします。
続きまして、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

座 長： 続いて、本日の傍聴希望者について発表したいと思います。傍聴希望者は本日おられるでしょうか。

事務局： 1名いらっしゃいます。

座 長： それでは傍聴を許可いたしますので、お入りいただくようお願いいたします。

(傍聴者入場)

座 長： それでは、次第に従いまして案件に移らせていただきます。
案件1「枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取組について」事務局より報告をお願いいたします。

事務局： それでは案件1、枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについてご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。今年度、枚方市障害者差別解消支援地域協議会がどのような活動や取り組みを行ってきたかにつきましてご報告をさせていただきます。平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを受け、枚方市でもさまざまな取組を行ってまいりました。まず、障害福祉室と基幹相談支援センターで構成いたします、障害者差別解消支援地域協議会事務局会議を毎月開催し、行政や基幹相談支援センターに寄せられた相談事例の共有と対応についての協議を行いました。また、昨年3月には、障害者差別を解消するための

取組を、効果的かつ円滑に行うために設置しました枚方市障害者差別解消支援地域協議会の第2回を開催し、今後、関係機関によるネットワーク組織を構築することによって、情報共有はもちろん、相談事例によっては連携して対応していくことを確認させていただきました。

次に研修、学習会等の実施につきましては、新入職員研修において、障害者差別解消法の理解、促進を図るための研修を実施いたしました。学習会等といったしましては、これまでに実施してきました市民等を対象とした講演会などについて表にまとめさせていただいております。中でも障害者週間に合わせ、12月10日に開催いたしました、ほっこり枚方2017では、大阪府立大学人間社会システム科学研究科准教授の三田優子氏にお越しいたいただき、障害者差別に関するシンポジウムの進行をしていただきました。

最後に相談事例ですが、相談の詳細につきましては後ほどの案件でご報告をさせていただきますので、こちらでは件数のみご報告をさせていただきます。平成29年2月末までに、枚方市及び機関相談支援センターに対して寄せられた相談件数は6件です。内訳としましては、相手方を行政機関と事業者に大きく分け、その中でそれぞれ不当な差別的取扱いに関する相談事例と合理的配慮の不提供に関する相談。その他、不快、不満として寄せられた事例に分けております。

読み上げますと、まずは行政機関等における障害を理由とする差別の禁止関係としまして、障害者に対する不当な差別的取扱いに関する相談事例が1件、障害者に対する合理的配慮の不提供に関する相談事例が2件となっております。

次に、事業者における障害を理由とする差別の禁止関係としまして、障害者に対する不当な差別的取扱いに関する相談事例が1件です。個人における障害を理由とする差別の禁止関係としまして、障害者に対する不当な差別的取扱いに関する相談事例が1件です。

最後に、その他、不快、不満として寄せられた事例が1件となっています。

今年度、障害者の差別に関するご相談をお受けする中で、障害者差別解消法、障害者に対する理解を深めるための啓発活動を継続して行っていくことが重要であることを改めて実感しています。市では、障害福祉室職員の出前講座による啓発を行っており、また、本日委員としてご出席いただいております基幹相談支援センターにおきましても講師として対応をしておられます。各関係機関におかれましては、障害者差別の解消に関する研修をお考えの際は事務局へご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今後は市等が主催する障害に関する啓発イベントにつきまして、関係機関の皆様へも周知をさせていただきたいと思っておりますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上で、これまでの枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについてのご説明とさせていただきます。

座長： ありがとうございます。それでは、ただ今の案件1の報告につきまして、

ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

A 委員： 毎月開催の事務局会議に関して伺います。差別解消の事務局のメンバーは、恐らく市役所の方と他の方が交じっておられるのかと思いますが、大体何人ぐらいで構成されているのでしょうか。また、毎月の開催で具体的な相談内容にかかわっていらっしゃるということですので、例えば障害種別に応じてそのメンバー構成を変えることがあるのでしょうか。人数は大体で結構ですし、構成の抽象的なことでも結構です。それから、メンバー構成と、対応のプロパーのところで何か特別な取組があれば教えていただけたらと思います。以上です。

事務局： まず、毎月行われている会議の委員構成は5名で、私ども障害福祉室が事務局になりまして、基幹相談支援センターの皆さんに出席していただいております。

B 委員： 月1回、内容案件の検討を、身体・知的・精神の枚方に3カ所ある基幹支援センターから1名ずつ出席して行っています。事務局会議では、詳細な内容の把握とどう対応するかということを議論するわけです。場合によっては、大阪府の教育調整会議にかけたり、意見を聴く場を設けたりしていますが、どうしても当事者、もしくは関係者の意見、話を聞く必要がある時は、その後に調整会議というものを開催するような形になっていまして、その調整会議では、関係者を呼んで話を聞いて必要な対応をとることになっています。調整会議を、過去に一度だけ教育案件で開催したことがありますが、そこで事務局は情報を整理して、対応方法を検討する流れとしています。また、研修案件等々どうするかということで、周知、啓発についての話をしています。あともうひとつ、一度だけ拡大調整会議ということも含めて、今日出席している当事者委員と具体的な案件についての報告やそれぞれの意見、ご自身での差別体験のようなことについて意見交換したことが一度ありまして、このような場を年に1、2回程度できればと思っています。

座 長： ありがとうございます。それでは、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

引き続きまして、案件2のご説明を差し上げますが、案件2の説明が終わった後でも、案件1のことについてもご質問があれば結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは次に案件2「平成29年度、障害者差別に係る相談内容について」この間、相談者からの相談の聞き取りと、解決に向けた対応等について、事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは案件2について、相談事例、概要一覧についてご報告させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。今年度は現在のところ、進行中の事

例を含めまして6件の相談がありました。プライバシーに配慮して、統計的な形となっておりますので、**資料2**を参考にさせていただきたいと思います。昨年度につきましては13件の相談でしたが、本年度につきましては今現在のところ6件で、昨年度と比較しますと約半分の相談件数となっております。また、今年度につきましても枚方市職員としまして、大阪府で取り組んでおられます、大阪府障害者差別解消市町村ワーキングに今年度も参加させていただきました。その中で各市、これはほとんどが中核市ですが、お話をいろいろ聞きますと、他の市町村も昨年度と比較すると今年度は相談件数が減っている状況でした。障害者差別解消法の周知度という部分では、障害者差別解消法についてなかなか周知されてないというのが現状だと思います。昨年の8月に内閣府が行った世論調査では18歳以上の人を対象に障害者差別解消法を知っていると答えた人が僅か21.9%。それに対して、知らない、またはわからないと答えた方が78.1%という数字が出ております。こういった調査結果からも、今年度の相談件数が少ないことの要因の一つかもわかりません。枚方市でも、まだまだ知られてないのが現状だと実感しているところです。簡単な報告ですが、以上になります。

座 長： ありがとうございます。ただ今案件2についてご説明がありましたけども、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

C委員： **資料2**の相談事例概要一覧について、大ざっぱで構いませんので、もう少し具体的な相談内容をご説明していただくことは可能でしょうか。

座 長： 個人が特定できないような形で、もう少し中身の説明はできないでしょうか。

事務局： わかりました。そうしましたら、**資料2**の一覧表をご覧ください。件数は6件で表の項目として相談月、相談者として本人あるいは家族からなのか、それから障害の種別、性別、年代、相談方法として電話、もしくは障害福祉室の窓口に来られての相談なのか、相手方につきましては、個人、行政機関、教育機関といったケースがありまして、一番右端に分類という形で書いております。分類は、大阪府障害者差別解消ワーキングの中で取決められ分類方法に基づいていますし、プライバシーの関係もありますので、この辺にとどめておきたいと思います。以上です。

D委員： 相手方が医療機関だったケースについてお伺いします。不快、不満として寄せられた事例と書かれていますが、これは医療の何に対してのものなのか、プライバシーがあるので難しいかもしれませんが、もう少し教えていただくことはできますでしょうか。

事務局： このケースは枚方市内の医療機関に入院されていた方が窓口に来られて、そ

の病院の医療体制、看護師や医師に対する不満で、ご本人さんが思っているような治療を伝えても、なかなか希望に沿った治療行為をしてもらえないと訴えておられました。ご本人からのお話しか聞いていませんが、その辺は医療的な専門分野になりますので、詳しいことはわかりません。電話や窓口で何度も相談を受けた中で、ご本人から医療機関の方にはいいにくいというところがあったようですが、「一度先生なり看護師さんに思い切って言ってみたらどうか」とご提案したところ、「ちょっと頑張ってみる」となりました。その後、相談に来られることはありませんでした。

そうしましたら、**資料2**に基づき、順番にプライバシーに気を付けながら簡単にご説明させていただきます。

まず、1件目のケースは昨年の4月に相談に来られたケースで、教育機関関係です。お子さんが通っている学校のことでお母さんが相談に来られました。お子さんは中学1年生で発達障害がありまして、体育教師に障害の理解がなく、体育の成績について納得できないという内容でした。担任教師の話によりますと、授業で半袖、短パンで走るようになっていたのをジャージを着て走ったので、忘れものの扱いをされたということで聞いています。また、お子さんは発達障害だけでなく、体力的にも弱く、授業に参加しようと頑張っていたのに、忘れものをただけで評価されたと、お母さんにしては疑問があるという相談がありました。

次に2件目の案件は、家族からの相談です。近所の方から障害ある子供さんに対して、悪口や暴言を吐かれているというケースでした。子供さんだけでなく、家族の方もかなり精神的な苦痛を受けたという相談でした。

次に3番目の相談は、ご家族からの電話で教育機関に関する相談でした。聴覚障害のあるお子さんが通う学校でのイベントについて、内容を聞き取ることが難しいということの相談でした。このお子さんにつきましては後日、教育委員会で要約筆記や補聴器を使う等して対応されましたので、お母さんも納得して、その後問い合わせ等はないようです。

次に4番目は、障害者ご本人から電話で行政機関に関する相談で、障害者用駐輪スペースの設置要望でした。担当部局に伝えたと、設置については難しいですが事前に来られる場合は連絡をいただければ、駐輪場所を確保するという形での対応を取っていただくことになりました。

次の5件目は、先ほど説明しました医療機関の相談です。

最後6件目は、ご家族の方からのご相談で、障害のあるお子さんが来店した時のトラブルで、その際のお子さんの行為に対して、商店側がご本人に対して誓約書を書いてほしいとなったのですが、それについてお母さんは、誓約書まで書く必要があるのか疑問に思ったとのことでした。こちらの件に関しましては現在進行中でありますので、今後も引き続き対応してまいります。すいません、当初は詳しい内容までお話しする予定ではありませんでしたので、て端折って説明させていただきまして失礼しました。

C委員：ありがとうございます。平成 28 年度の第 1 回目のこの協議会でも意見を言いましたが、全体会は年に一度か二度しかありませんので、相談内容とそれに対する事務局の対応に関してもう少し共有できないか、そして情報公開できないかという意見です。今年度に関しては相談件数が少ないという問題もありますが、公表ができないから、相談件数が少ないのかと感じております。この地域協議会の法律的な位置付けで言いますと、やっぱり情報共有ということもあると思いますので、確かに個人情報問題はあるものの、今おっしゃったような内容をどこかで公表するということはできないのでしょうか。他市では相談、対応内容についてどのような報告をされているのかを教えていただきたいと思います。お願いします。

事務局：他市の状況につきましては把握しておりませんが、次の案件 3 で大阪府で取り組んでこられた広域相談員の相談事例等につきましては、後ほど簡単に説明させていただきますが、**資料 3**という形のような報告はされていると把握しております。以上です。

座長：ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

A委員：私は他市の協議会の委員もさせていただいていますが、昨年、個人情報保護法の改正もあったせいか、一昨年よりもクローズドな方向になっています。本来は個人情報保護法の観点からいくと、特定されなければ、匿名情報であればその情報を活用しようということになっていますが、やはりそこは行政でも少し慎重な内容になっているのかと思われます。当事者の方が自分の相談した案件に近いものが、例えばウェブサイト等で見えてしまうと少し不安を覚える可能性があったりするのが、背景にあると推測をしていますが、事例の内容や特定の個人情報にかかわらない範囲では、他市でも事例共有はさせていただいていると思いますがウェブサイトや情報公開の対象にはなっていないようです。ただ、大阪府か大阪市だったか記憶が定かではありませんが、協議会の後に議事録という形を交えて確か事例が 20 事例ぐらい、かなり詳しい事例がウェブサイトからも見られるようにはなっておりまして、対応の顛末がよいか悪いかの評価はまた別問題であるかとは思いますが、事例としては大阪府か大阪市のものが参考にはなると思います。

それから 1 点だけ意見といいますか、先ほどの事務局のご対応の中で、アドバイスの後にご本人から相談がなかったので恐らく解決したのではないかというご報告がありましたが、市役所に相談がないから解決したというわけでは必ずしもないことが往々にしてあります。役所に相談しても解決しないなら相談しないでおこうと思われる当事者の方も結構いらっしゃると思います。私も法律相談をしている中で、役所に相談したらどうですかって聞きましたら、相談したけれども動いてくれなかったから、もう相談するのをやめましたというような方もいらっしゃるの、その後連絡がなかったからうまくいっているだろうと

いうことは必ずしもないということは、私の体験としてコメントさせていただきます。以上です。

座 長： ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして案件3のその他として、平成29年度上半期、大阪府広域支援相談委員相談の対応状況について事務局より報告をお願いいたします。

事務局： それでは平成29年度上半期大阪府広域支援相談員、対応状況についてご報告させていただきます。本日配付しております資料3をご覧ください。大阪府では、障害者差別解消法の施行に合わせて、障害者差別解消協議会を設置され、その協議会の下に合議体を組織し、広域支援相談員の相談状況等を総合的に分析され、検証を行い、合議対を開催しています。この広域支援相談員の対応実績や相談事例等についての整理、分析及び検証等を行ったものの資料となっておりますので、本日はご参考ということで配付させていただきましたので、よろしくお願いします。

それから先日、ワーキングに参加した際に、大阪府の担当者から、大阪府の障害者差別解消のガイドラインの改訂版を今月末までに大阪府のホームページに掲載されると聞いておりますので、こちらのほうも是非参考にさせていただければと思っております。非常に簡単な説明でありますけれども、以上です。

座 長： ただ今のことににつきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、その他といたしまして、皆様から本日の案件やそれ以外の件で何かご意見等ございますでしょうか。

C委員： 枚方市民会館にエレベーター設置がないことについて、活動を始めたばかりで私が代表をしている枚障連から質問書及び要望書を提出いたしました。簡単に説明しますと、この会館の2階以上にアクセスするには階段しかありませんので、質問としては2階、3階、4階を利用する場合、指定管理者にどのような対応方法を指示しているかを教えていただきたいということ、2点目がバリアフリー新法のバリアフリー化基準に適合しているのか、質問3が適合してない場合はどういう措置を講じてきたのか、また今後措置を講じていくのか教えてくださいということ、それから4点目として、差別解消法の中で様々な合理的配慮のことが謳われていますが、エレベーターの設置が過剰な負担に当たると判断されているのかどうか、過剰な負担に当たらないのであれば、エレベーターの設置計画の有無についてです。それから、要望が3つありまして、バリアフリー化を行ってください、また、それまでの間、対応方法を示してください、3点目が、大ホールでの車椅子の方への対応方法に関してはホームページに明記されているのですが、それ以外に関して明記されていないので書いてくださいという要望を出しました。私も関わっております枚方市障害福祉サービス事業者連

絡会からも、昨年の 11 月に要望書を出しましたが、具体的なエレベーターの設置計画が行われないという話を聞きましたので、再度提出させていただきました。大阪弁護士会を責めているわけではないですが、ここでは法律相談会やイベントもありますので、そういったイベントから階段昇降困難者のアクセスを排除していることに繋がっているのではないかという危惧もあり、早急な対策が必要であると、担当課の生涯学習室に先ほど提出のために行ってきました。また改めて、文章ないし口頭で回答していただけるということで事業者連絡会にも行って回答はしていただいています、市駅周辺の整備計画がありまして、国・府、京阪も関係していますので、市だけではなかなか決定できない計画で、市民会館を残すのかははっきりしていない状況ではエレベーター設置という大規模な工事は、現時点では考えられないということです。もし、存続するなら設置する方向で検討するとおっしゃっていますが、ただ、それが何年後になるかは未定で、それまでは昇降機対応とのこと。昇降機は去年の 3 月までありましたが、老朽化で今はありません。昇降機がこういったものが適当か、電動車椅子に安全に対応できるものが果たしてあるのか、昇降機が現実的かどうかというのはありまして、直接合理的配慮の不提供になるかわかりませんが、生涯学習室の反応を見ながら、この協議会でも検討していければと思います。以上、情報提供です。

座 長： 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この障害者差別解消法ですが、平成 28 年に施行されまして、行政におきましては先ほど C 委員からご意見がありましたが、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止と。事業者においても不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供については努力義務となっております。本日お集まりいただいております関係機関の皆様におかれまして、この法施行に伴いまして新たな取組等行っていていただいておりますので、委員の皆様に取り組んでおられる内容等があればご紹介いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

E 委員： 枚方市の問題ではありませんが、昔、宮城県で 60 代の知的障害者の女性が優生保護法の下で子供を産ませないように不妊手術を強制されたというニュースがありました。この優生保護法で 2 万 5000 人の人が死んでいるということも聞きました。9 歳の人も子供を産めないように手術をしていました。これらのことは、枚方市でもそういうことがあったのでしょうか。2 万 5000 人も死んだのであれば、枚方でもあったのでしょうか。

事務局： 今おっしゃられていることはニュース等でも報道はされていますが、現状あったかどうかということまでは調査等していませんので、把握はしていない状況です。

E 委員： わかりました。

座 長： その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

D委員： 皆さんのお手元に障害者差別解消法のまとめということで、障害のある人もない人も共に社会を目指してという冊子を配らせていただきました。障害がある方は法律が変わったり、制度ができてその情報が入らなかったり、難しくわからないので、知る機会が本当に少ないと思います。平成 28 年 4 月に差別解消法が始まって 2 年になりますが、施行に向けて、この法律の意味や意義を知的障害がある方を中心に、皆さんにわかっていただくということで、平成 26 年 11 月から平成 29 年 1 月に計 7 回学習会を開催いたしました。利用者の方々のご希望にも添って 7 回という回数をしました。このまとめとして、本人たちによる市民に向けた差別解消法についてのシンポジウムも開催しました。この冊子はそのときの学習会の様子やシンポジウムの様子をつづったものです。その学習会の講師やシンポジウムのコーディネーターは大阪府立大学の三田先生をお願いいたしました。始めは皆さん差別されたことないとおっしゃっていましたが、この学習会を進めていく中で、色々なつらい目にどれだけあったことかということが、どんどん意見として出て、振り返りの中で、自分が発信することで自分たちが受けた差別はひどいことだった、いけないことだったということがわかりました。だから自分たちも声をあげて、そういうことはやめると言うこと、嫌なことは嫌と言うことを、自分たちの思いや意見を言い合うことはとても大切だとわかり合えた、本当に充実した学習会となりました。

また、この法律は障害のある方だけではなくて、市民全員にかかわる問題でもあますので、市民に向けて発信するため、シンポジウムを開催しました。障害のある方々のことを市民の皆さんにわかっていただくために、この冊子を民生委員や校区福祉委員会の方に 1,000 部ほど配りました。障害の方が色々なことを考えて勇気を持って発信してくということのをこれからも継続してこういふと思っています。みなさま、ぜひご一読をお願いしたいと思います。以上です。

座 長： ありがとうございます。他、皆様方、ご意見、ご質問等についてはございますでしょうか。

B委員： 昨年、茨木市が検討している差別解消条例の研修会に行っていました。茨木市は独自に差別解消法の地域条例を作ろうとされています。茨木市の団体が集まって行政と一緒に検討し、一番大きな特長的なことは、民間事業者に対する合理的配慮の提供義務、これを盛り込んでいるということです。この議論の結果は聞いていませんが、民間事業者に対する提供義務は、差別解消法の法律の中で大きな意味があることだと思っています。この間、自立支援協議会、もしくは相談支援センターで差別解消法の周知啓発を図るために、民生委員協

会の各地区に学習会で回ったり、福祉サイドの職員にも話をしますが、福祉サイドの現場であつてもなかなか周知されていない、そんな法律の名前を聞いたこともないという人もいました。そうすると当然民間事業者には、法律が課していること、もしくは何を求めているかは伝わっていないと感じました。ある障害の方からの相談で、その方は大阪市内まで車椅子で通勤しているのですが、知り合いに車で送ってもらっているとのことでした。電車で行けばいいのと言いますと、電鉄会社から通勤時間帯を避けてほしいと言われたそうです。恐らくそれは乗るなという意味ではないと私は思うのですが、その人に対する善意の表れ、混雑する時間より空いている時間に行った方がということと言ったのかもしれませんが。これが正に法律で問われている本旨じゃないかと思います。障害者のためと言いながら、こういった意識を廃絶していくということ、こういったことがきちんと伝わるということ、できれば民間の努力だけではなくて、行政もあげて、その地域の一般事業者に対してどう啓発をするかということ、少し仕組的に行うべきだと思いますし、先ほどの事例もそうですけど、このような事例があるということを明らかにして、そして、これはおかしいとをどう伝えるかということは、障害者側だけするのは非常に部分的であつて、やはり地域全体、それをどうできるかということ、真剣に議論するときではないかと思っています。

座 長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

A委員： 弁護士会の取組を少しご紹介させていただきます。日本弁護士連合会、日弁連と略して言っていますが、この団体に弁護士は強制加入で必ず登録しています。日弁連では、差別解消の対応マニュアルを去年の秋に作りました。タイトルは自治体向けとなっています。というのも、この法律が自治体に相談しましょう、自治体がコーディネートしましょうという形になっていますが、自治体によってかなり対応のばらつきがありますので、ある程度の概要的なものをお示しできたらということで、自治体に入っている弁護士の方々を中心に私もワーキングチームでマニュアルを策定し、人口5万人以上の市町村に郵送しました。郵送しただけであまり周知はできていないようですが、弁護士サイト上でも全てマニュアルが見られるようになっていまして、差別解消マニュアルと検索してもらえると、多分、かなり上のほうのページに出てくると思います。裁判事例も最後のほうには報告はしています。裁判にかかわらず事例等を踏まえながら、考えられる対応方法をフローチャートで、割とわかりやすくは作ったつもりではありますが、また見ていただいて、何か気になる点等がありましたら是非お知らせいただけたければと思います。自治体ができるだろうということを前提に、かなり最低レベルのところは押さえて、ただ、他方で最高レベルのところまでは言えてないという、それはマニュアルなのでということで一応とどめている内容ですので、この程度はできるでしょうという形の内容となっております。民間事業者の方にも参考になりますし、民間事業者、個人の弁

護士も含めてですが、私たちも守るべき基準としてご参照いただけたらと思います。大阪弁護士会では差別解消法のプロジェクトチームがありまして、行政との関係では差別解消法のモデル事業として、相談対応の会議への出席等にも使ってくださいという形で、ひとまずは一年間だとか、費用が無償のモデル事業もしていますので、よろしければご活用ください。

あと宣伝的ですが、皆さんがお聞きになったことのある法テラスでは、今回1月に変わったのが、支援者からの相談の申請ができる形になりまして、出張相談で障害の方や判断能力が少し難しい人でもが支援者を交えながら、一緒に相談できる対応ができるようになりましたので、またご活用いただければと思います。以上です。

座 長： ありがとうございます。他よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見とかないうでしたら、本日の案件につきましては終了させていただきたいと思います。

それでは、これにて平成 29 年度第 1 回、枚方市障害者差別解消支援地域協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。